



# 茨城県報

第 1 1 5 4 号

平成12年 4 月24日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

青少年に有益な興行の推奨 (女性青少年課) .....	1
受胎調節実地指導員の指定 (児童福祉課) .....	2
道路の区域の変更 (道路維持課) .....	2
道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課) .....	3
境界地の道路の管理の方法に関する協議の内容 (道路維持課) .....	3
土地区画整理組合の定款の変更の認可 (2 件) (都市整備課) .....	4
土地改良区役員の就退任 (3 件) (土地改良事務所) .....	5
土地改良区の解散に伴う清算人の就任 (土地改良事務所) .....	7
土地改良法に基づく換地処分 (土地改良事務所) .....	8
使用料の徴収事務の委託 (文化課) .....	8

### (選挙管理委員会)

政治団体の設立届出.....	8
政治団体の届出事項の異動届出.....	9
政治団体の解散届出.....	12
資金管理団体の指定届出.....	13
資金管理団体の指定の取消しの届出.....	13
施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定.....	14

### 公 告

都市計画の図書の縦覧 (5 件) (都市計画課) .....	14
都市計画事業の施行者の名称等 (公園街路課) .....	16

## 告 示

茨城県告示第556号

茨城県青少年のための環境整備条例 (昭和37年茨城県条例第60号) 第7条の規定に基づき、青少年に有益な興行として次のものを推奨する。

平成12年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 推奨番号 1  
 2 種類 映画  
 3 題名 「ロッタちゃん はじめてのおつかい」  
 4 製作 ワルデマル・ベルゲンダール  
 5 配給会社 有限会社エデン, ミラクルヴォイス  
 6 推奨年月日 平成12年 4 月24日  
 7 推奨理由

この映画は、美しく、穏やかで静かな街ヴィンメルヴーを舞台に、しっかりした自分の意志と前向きで行動力のある5歳の少女「ロッタちゃん」が巻き起こすゆかいな出来事を描いており、見る人を幸せな気持ちにさせてくれる作品で、心の成長期にある青少年に有益な映画である。

茨城県告示第557号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成12年4月17日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成12年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

氏名 青木 理佳子

住所 茨城県取手市本郷一丁目27番7 - 202号

茨城県告示第558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年4月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 水海道取手線  
 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡谷和原村大字樫木 字樫木822番1地先から	旧	メートル 最大 18.0 最小 6.0	メートル 2,806	
		筑波郡谷和原村大字西丸山 字下郷131番1地先まで	新	最大 22.5 最小 8.0
筑波郡谷和原村大字古川 字住来附206番1地先から	旧	最大 12.0 最小 9.0	576	
		筑波郡谷和原村大字成瀬 字東坪163番1地先まで	新	最大 15.0 最小 12.0

## 茨城県告示第559号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年4月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年4月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 新川江戸崎線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡桜川村大字下馬渡字古新畑926番5地先から  
稲敷郡桜川村大字下馬渡字通福924番7地先まで
- 3 供用開始の期日 平成12年4月24日

## 茨城県告示第560号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年4月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年4月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 小川川島停車場線
- 2 供用開始の区間 下館市大字小川字五所館前423番から  
下館市大字小川字本田1244番まで
- 3 供用開始の期日 平成12年4月27日

## 茨城県告示第561号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項の規定により埼玉県との行政区域の境界に係る新三国橋の五連アーチ橋部分の管理方法について、次のとおり埼玉県知事と協議が成立した。

平成12年4月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 新三国橋の五連アーチ橋部分の管理に関する協定書

一般国道354号線、茨城県古河市牧野地地先、埼玉県北埼玉郡北川辺町向古河地先の渡瀬川に架設された新三国橋の五連アーチ橋部分の管理について、茨城県知事（以下「甲」という。）と埼玉県知事（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定する。

## （管理者）

第1条 新三国橋の五連アーチ橋部分（別添図面中のp3橋脚からp8橋脚までの延長685メートル）の管理者は、甲とする。

## （管理費用）

第2条 管理に要する費用は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新設、改築及び補修等の工事費
- (2) 災害復旧工事費
- (3) 照明施設の維持補修費（電灯料を含む。）
- (4) 一般管理費（清掃及び占用の許可等に関する手続に要する費用をいう。）

## （管理費用の負担）

第3条 前条第1号から第3号までに掲げる費用は、甲乙の折半負担とする。

2 前条第 4 号に掲げる費用は、甲の負担とする。

(占有許可等の収入)

第 4 条 占有許可等により生じた収入は、甲に帰属するものとする。

(工事施行等の協議)

第 5 条 甲は、工事を施行しようとするとき又は当該工事の設計を変更しようとするときは、あらかじめ乙に協議するものとする。ただし、急施を要するときは、直ちに施行し、その要領(設計書及び図面等を添付)を乙に通知することによって協議に代えることができる。

(管理費用の支払)

第 6 条 乙は、第 3 条第 1 項の規定により負担する費用を、その工事がしゅん工したとき又は毎年度末までに甲の請求により支払うものとする。ただし、甲は、工事費又は物件購入費の内渡しをする必要があると認めるときは、乙に対して、出来高調書又は材料納入通知書を請求書に添付して当該費用の 2 分の 1 の支払いを請求することができるものとする。

(残存物件の所有等)

第 7 条 工事がしゅん工した後において残存物件がある場合は、当該残存物件は甲の所有とし、当該残存物件の価格に第 3 条第 1 項の規定による負担割合を乗じて得た額を乙の負担額から控除するものとする。

(疑義の決定)

第 8 条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成12年 3 月30日

水戸市笠原町978番 6

甲 茨城県知事 橋 本 昌

浦和市高砂 3 丁目15番 1 号

乙 埼玉県知事 土 屋 義 彦

茨城県告示第562号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第 1 項の規定に基づき、木田余土地区画整理組合の定款の変更に  
ついては、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成12年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 定款を変更する組合

組 合 の 名 称 木田余土地区画整理組合

事 業 施 行 期 間 自 昭和60年 2 月12日

至 平成13年 3 月31日

施 行 地 区 土浦市大字木田余字宮脇、字御灵、字関場、字宮ヶ崎、字東台、字西原、字宝積、字初買場、字谷頭、字一丁田、字一丁田台、字境川、手野町字立下、字後台の各一部の区域

事 務 所 の 所 在 地 土浦市大字木田余1673番地 6

設 立 認 可 の 年 月 日 昭和60年 2 月12日

2 変 更 認 可 の 年 月 日 平成12年 4 月24日

茨城県告示第563号

ひたちなか市六ツ野土地区画整理組合の定款の変更については、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、次のとおり認可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成12年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 定款を変更する組合

- 組 合 の 名 称 ひたちなか市六ツ野土地区画整理組合
- 事 業 施 行 期 間 自 平成 7 年 3 月27日  
至 平成21年 3 月31日
- 施 行 地 区 ひたちなか市大字東石川字陸奥野の全部，大字中根字六ツ野，大字東石川字十文字，字六ツ野，字海老内，字東，字はしかべ，はしかべ一丁目及び大字高場字下谷の各一部
- 事 務 所 の 所 在 地 茨城県ひたちなか市大字中根4852番地 1
- 設 立 認 可 の 年 月 日 平成 7 年 3 月27日
- 2 変 更 認 可 の 年 月 日 平成12年 4 月24日

茨城県告示第564号

高萩市本町 1 丁目100番地高萩市役所内に事務所を置く赤浜土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第17項の規定により公示する。

平成12年 4 月24日

茨城県高萩土地改良事務所長 河 合 收

1 退 任

住 所	職 名	氏 名
高萩市大字赤浜733番地	理 事	関 一 孝
〃 〃 〃 1785番地の 1	〃	鈴 木 優
〃 〃 〃 1324番地の 6	〃	鈴 木 清 司
〃 〃 〃 1364番地	〃	小 野 克 憲
〃 〃 〃 853番地	〃	長久保 啓 司
〃 〃 〃 3 番地	〃	長久保 和 良
〃 〃 〃 1374番地の 1	〃	関 宜 義
北茨城市中郷町小野矢指83番地の 7	〃	山 中 睦 男
高萩市大字秋山930番地の 4	〃	大久保 清
〃 〃 下手綱75番地	〃	舟 生 佳 紀
〃 〃 赤浜1095番地	監 事	佐 藤 徹 男
〃 〃 〃 2013番地	〃	小 野 正 広
〃 〃 〃 776番地の 2	〃	鈴 木 栄

## 2 就 任

住 所	職 名	氏 名
高萩市大字赤浜 3 番地	理 事	長久保 和 良
” ” ” 1374番地の 1	”	関 宜 義
” ” ” 709番地の 2	”	佐 藤 一 弘
” ” ” 1784番地	”	鈴 木 裕
” ” ” 1223番地の 1	”	鈴 木 繁
” ” ” 777番地	”	鈴 木 芳 信
” ” ” 1364番地	”	小 野 克 憲
北茨城市中郷町小野矢指192番地	”	篠 原 昭
高萩市大字秋山930番地の 4	”	大久保 清
” ” 下手綱704番地	”	篠 原 新一郎
” ” 赤浜1616番地の 5	監 事	大 山 一 夫
” ” ” 2008番地	”	長久保 稔
” ” ” 1216番地の 4	”	鈴 木 裕 人

## 茨城県告示第565号

北茨城市磯原町磯原1630番地北茨城市役所内に事務所を置く大塚土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第17項の規定により公示する。

平成12年 4 月24日

茨城県高萩土地改良事務所長 河 合 收

## 1 退 任

住 所	職 名	氏 名
北茨城市中郷町石岡1172番地の 2	理 事	菅 谷 功

## 2 就 任

住 所	職 名	氏 名
北茨城市中郷町石岡106番地の 2	理 事	芳 賀 幹 夫

## 茨城県告示第566号

下館市大字羽方115番地に事務所を置く山王堰土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 4 月24日

茨城県下館土地改良事務所長 田 村 勝 治

## 1 退 任

住 所	職 名	氏 名
下館市大字樋口38番地	理 事	三 平 安 次
” ” 324番地の 9	”	福 田 榮
” ” 430番地	”	中 西 要 一
” ” 674番地	”	鈴 木 進
” ” 826番地	”	早 瀬 晋
” ” 1432番地	”	福 田 忠 治
” ” 1347番地	”	加 河 政次郎
下館市大字蒔田511番地	”	稲 見 富 雄
” 落合171番地の 2	”	谷 中 盛 雄
” ” 1522番地の 3	”	池 田 和 夫
” 樋口491番地の 1	監 事	高 橋 和 夫
” ” 158番地	”	佐 藤 進 一
” ” 540番地の 1	”	鈴 木 誠

## 2 就 任

住 所	職 名	氏 名
下館市大字樋口64番地の 3	理 事	山 口 勝 好
” ” 370番地	”	星 野 千 明
” ” 430番地	”	中 西 要 一
” ” 674番地	”	鈴 木 進
” ” 1117番地	”	早 瀬 清
” ” 1107番地	”	早 瀬 多計雄
” ” 1432番地	”	福 田 忠 治
” ” 1350番地の 1	”	早 瀬 慶 一
” 蒔田508番地	”	福 田 實
” 落合785番地	”	柴 田 猛
” ” 1522番地の 3	”	池 田 和 夫
” 樋口491番地の 1	監 事	高 橋 和 夫
” ” 34番地の 7	”	杉 山 國 藏
” ” 965番地の 1	”	鈴 木 正 雄

茨城県告示第567号

北相馬郡守谷町大字立沢1077番地に事務所を置く清算法人立沢土地改良区から次のとおり清算人が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 4 月24日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

## 就 任

住 所	氏 名
北相馬郡守谷町大字立沢1077番地	高 橋 作 次
” ” ” 675番地	海老原 保 次
” ” ” 761番地	高 橋 志 朗

## 茨城県告示第568号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営ほ場整備事業菱木川上流地区（全換地区）に係る換地処分をした。

平成12年 4 月24日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

## 茨城県告示第569号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、歳入の徴収事務を次のとおり委託した。

平成12年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 委 託 先 水戸市見和1丁目356番地の2  
財団法人茨城県教育財団

- 2 委託期間 平成12年 4 月 1 日から平成13年 3 月31日まで

- 3 徴収事務を委託する事務の内容

学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第9号）第3条第2項に規定する茨城県立歴史館に係る同条例第7条に規定する入館料及び使用料

(選挙管理委員会)

## 茨城県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成12年 4 月24日

茨城県選挙管理委員会委員長 二 井 矢 敏 朗

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
高野きよしを励ます会	大 塚 則 昭	大 塚 初 江	稲敷郡新利根町上根本3033	12. 3. 1
小沼洋一後援会	小 沼 茂 樹	田 口 正 幹	鹿島郡大洋村台濁沢292-2	12. 3. 1
小沼吉洋後援会	小 沼 哲 夫	山 下 正 夫	鹿島郡大洋村台濁沢548	12. 3. 2
心武館純心塾	青木葉 勝 之	井 坂 俊 紀	土浦市並木3-9-2 サン光ビル203	12. 3. 6
回天塾事務局	得 能 行 雄	相 澤 保 男	土浦市中高津3-9-1-2F	12. 3. 6
小松二郎後援会	金 野 勝 政	畔 上 博	猿島郡三和町大字諸川1857-1	12. 3. 7
佐藤ゆみ後援会	上 村 順 一	岡 野 文 昭	水戸市三の丸1-4-50 連合茨城内	12. 3. 7
自由民主党結城中央支部	白 井 平八郎	前 場 文 夫	結城市結城11326	12. 3. 9



政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
柳沢はやお後援会	野 沢 勉	柳 沢 修 一	つくば市大字北中島287	12. 3. 15
根本きくお後援会	根 本 喜久雄	根 本 富士子	稲敷郡江戸崎町桑山495	12. 3. 22
沼田利光後援会	佐 藤 道 夫	阿 部 哲 也	牛久市栄町5-6	12. 3. 23
栄進会	佐 藤 道 夫	阿 部 哲 也	牛久市栄町5-6	12. 3. 23
高野進後援会	高 野 進	内 藤 光 代	つくば市谷田部2962	12. 3. 23
利根町議会明生クラブ	関 口 博 司	若 泉 昌 寿	北相馬郡利根町大字布川3108-15	12. 3. 27

## 茨城県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成12年 4 月24日

茨城県選挙管理委員会委員長 二 井 矢 敏 朗

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	東峯たけし後援会	菅 谷 新 一	菅 谷 保 久		12. 3. 2
旧		東 峯 たけし	菅 谷 与志雄		
新	かしむら千秋後援会			日立市高鈴町3-16-10 鈴木方	12. 3. 6
旧				日立市幸町2-8-15	
新	千秋会			日立市相田町3-23-2	12. 3. 6
旧				日立市幸町2-8-15	
新	茨城県商工政治連盟		前 田 尚 利		12. 3. 8
旧			野 澤 稔		
新	加藤直行後援会	柏 村 武			12. 3. 8
旧		柏 村 建二郎			
新	鈴木とくほ後援会		鈴 木 佳代子		12. 3.16
旧			布 施 寿 弘		
新	東京電力労働組合政治連盟茨城県支部	荻 谷 忠 士	浜 田 美 彦		12. 3.10
旧		小 森 泰 史	中 島 浩 二		
新	檜崎泰昌茨城県後援会		磯 野 謙 一		12. 3.15
旧			勝 村 一 雄		
新	田山東湖後援会	坂 本 つ や			12. 3.13
旧		石 井 藤吉郎			
新	日本共産党南部地区委員会	竹 内 哲 郎			12. 3.14
旧		香 山 絹 子			
新	茨城県商工連盟		石 川 治		12. 3.14
旧			篠 原 功 夫		
新	川上好孝後援会			西茨城郡友部町平町189	12. 3.14
旧				西茨城郡友部町大田町329-1	

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	自由民主党茨城県港湾支部		木村 徹也		12. 3.15
旧			岡村 助一		
新	自由民主党茨城県ファイナンス支部		磯野 謙一		12. 3.15
旧			勝村 一雄		
新	自由民主党茨城県自動車販売支部		磯野 充宏		12. 3.16
旧			澤 幡 隆		
新	大橋幸雄後援会			取手市桑原512	12. 3.17
旧				取手市桑原511	
新	自由民主党茨城県連石岡支部			石岡市府中2-2-6	12. 3.17
旧				石岡市若松1-4-4	
新	自民党石下支部			結城郡石下町大沢新田150-1	12. 3.21
旧				結城郡石下町新石下3658	
新	橋本まさる玉造町後援会		関口 安夫		12. 3.22
旧			栗原 久		
新	自民党山方支部	掛札 幸博		那珂郡山方町山方1002-2	12. 3.27
旧		鹿島 力男		那珂郡山方町山方696	
新	鈴木峰造後援会		鈴木 峰造		12. 3.27
旧			魚躬 健司		
新	吉成好信後援会		菊池 長男		12. 3.27
旧			谷嶋 久雄		
新	日本共産党茨城北部地区委員会		人見 幾子		12. 3.27
旧			辻井 英雄		
新	知事橋本昌茨城中学校後援会昌言会			水戸市笠原町1189-2 グリーンヒル西野ビル3F	12. 3.27
旧				水戸市三の丸1-4-4	
新	21世紀の岩井市をつくる市民会議			岩井市大字矢作2174	12. 3.27
旧				岩井市大字岩井4152-32	
新	飯塚俊雄後援会俊友会		小野 三千夫		12. 3.23
旧			実川 正明		
新	けやき会	菊地 高俊	樋川 晃		12. 3.23
旧		石塚 隆	美留町 繁		
新	いぶき会	小田木 真代	佐藤 定昭		12. 3.24
旧		小田木 真一	菅波 博光		
新	茨城県民主教育政治連盟	野上 光典	河口 富義		12. 3.24
旧		会沢 淳	野上 光典		
新	茨城県農協政治連盟		木村 久		12. 3.24
旧			高橋 宏		
新	自由民主党茨城県農協支部		木村 久		12. 3.24
旧			高橋 宏		

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	篠崎洋介後援会		篠崎 洋 介		12. 3.24
旧			中 嶋 一		
新	清風会	吉澤 満 穂			12. 3.27
旧		根 本 賢 之			
新	三村由利子後援会		大津 四 郎		12. 3.28
旧			大津 勇		
新	四本博文後援会	本 戸 正 美			12. 3.28
旧		望 月 義 清			
新	大和久昇後援会		大和久 光 代		12. 3.28
旧			川 田 政 文		
新	自民党茨城県自動車整備支部	豊 崎 寛			12. 3.28
旧		菊 池 留 次			
新	知久光男後援会	鈴 木 進	柴 田 政 男		12. 3.28
旧		横 井 裕 信	吉 田 年 男		
新	鈴木崇弘後援会			水戸市河和田2-6-13	12. 3.28
旧				水戸市河和田2-1902-16	
新	自由民主党茨城県石油販売業支部	武 井 武 雄			12. 3.29
旧		砂 押 明			
新	かたにわ正雄後援会	片 庭 正 雄	宮 島 操	つくば市竹園2-3-7 栄ビル202	12. 3.29
旧		須 藤 俊 夫	田 宮 直 子	つくば市天久保2-14-2 つくばイーストビル202	
新	茨城県石油政治連盟	武 井 武 雄			12. 3.29
旧		砂 押 明			
新	正友会		宮 島 操		12. 3.29
旧			市 毛 孝 典		
新	山岡つねお後援会		岡 野 芳 雄		12. 3.29
旧			宮 本 与 一 郎		
新	恒山会		岡 野 芳 雄		12. 3.29
旧			宮 本 与 一 郎		
新	飯岡ひろゆき後援会 (宏友会)	青 木 正 治			12. 3.29
旧		牧 豊			
新	英友会		稲 葉 良 一		12. 3.29
旧			飯 村 啓 一		
新	つくばが好きな会		片 岡 勸 次 郎		12. 3.29
旧			飯 村 啓 一		
新	茨城県獣医師政治連盟	遠 山 吾 市	早 川 研 一		12. 3.29
旧		原 田 豊 造	遠 山 吾 市		
新	村田康博後援会		市 原 道 夫		12. 3.29
旧			鈴 木 光 男		

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	佐藤良元後援会			ひたちなか市田彦1388-6	12. 3.29
旧				ひたちなか市高場2-1	
新	尾崎靖男後援会クリーン21もりや	尾 崎 靖 男			12. 3.29
旧		増 田 俊 壽			
新	藤武会安藤武博後援会		茂 木 新 一		12. 3.30
旧			原 功		
新	武藤ひろみつ後援会	武 藤 義 久	和 田 忠 雄		12. 3.30
旧		瀬 谷 昌 弘	柳 一		
新	自由民主党大子町支部			久慈郡大子町大字大子1966 海老根腫方	12. 3.30
旧				久慈郡大子町大字頃藤5790	
新	自由民主党明野支部			真壁郡明野町山王堂124-1 柴真方	12. 3.30
旧				真壁郡明野町松原137	
新	自由民主党高萩支部	小田木 真 代			12. 3.30
旧		小田木 真 一			
新	そめや茂夫後援会	海老原 武 男			12. 3.30
旧		小 室 三夫朗			
新	政治結社 大日本葵塾		深 作 清		12. 3.30
旧			米 川 徹		
新	斉藤全一郎後援会			久慈郡大子町川山1149	12. 3.30
旧				那珂郡那珂町後台3080-1	
新	政治結社 日新塾		上 田 麻 子		12. 3.31
旧			天下井 浩 次		
新	さとうきよし後援会			取手市白山1-4-15	12. 3.31
旧				取手市白山3-2-7	
新	日本共産党茨城県東部地区委員会	高 原 努	小 室 た か		12. 3.31
旧		座 古 喜 隆	高 原 努		
新	平野としろう後援会		渡 辺 定 治		12. 3.31
旧			木 村 敏 雄		

## 茨城県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので、同法第17条第3項の規定により告示する。

平成12年 4 月24日

茨城県選挙管理委員会委員長 二 井 矢 敏 朗

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
郷栄会	堀 江 孝 芳	豊 田 博	久慈郡大子町大字左貫520	12. 3. 1
すどう博後援会	後 藤 昇	中 川 忠 夫	那珂郡那珂町津田2647-2	12. 3. 6

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
井坂信一後援会	井坂 信 一	原 和 宏	土浦市烏山1922	12. 3.10
茨城県不動産政治連盟 県西支部	外山 義 雄	外山 義 雄	下妻市大町丙181	12. 3.14
今橋孝行後援会	今橋 孝 行	丸谷 一 也	日立市河原子町1-1-1	12. 3.21
自由民主党茨城県介護 家政事業支部	能本 ふ く	遠藤 和 代	水戸市大町3-2-11	12. 3.27
小田木真一後援会	黒沢 正 明	根本 威	高萩市安良川18	12. 3.24
酒井しげお後援会	酒井 重 雄	酒井 賢 一	稲敷郡江戸崎町小羽賀807-1	12. 3.23
みんなの会	花島 進	出井 義 男	那珂郡東海村舟石川765-1	12. 3.28
みやざき春雄後援会	永作 芳 重	永作 正 男	行方郡麻生町白浜1086	12. 3.28
元気な江戸崎町を創る 会	大湖 忠	朝比奈 武 夫	稲敷郡江戸崎町高田1293-1	12. 3.29
おかざわ成美後援会	武藤 彰 男	根本 春 吉	稲敷郡江戸崎町高田513	12. 3.29
内田卓男後援会	今高 國 史	小島 利 夫	土浦市中高津3-19-22	12. 3.29
仁平守男後援会	仁平 守 男	仁平 守 男	西茨城郡岩瀬町西小埜397-1	12. 3.30
河亦博後援会	河亦 博	河亦 博	東茨城郡常北町小坂34	12. 3.30
瀬川静子後援会	瀬川 静 子	瀬川 静 子	西茨城郡友部町東平4-5-59	12. 3.30
佐藤清後援会	佐藤 清	佐藤 清	那珂郡那珂町後台2027-3	12. 3.30
小池章後援会	小池 章	小泉 博 且	多賀郡十王町山部987	12. 3.30
丸山忠彦後援会	丸山 忠 彦	丸山 政 男	北相馬郡藤代町双葉2-33-13	12. 3.30
伊藤昌次郎後援会	伊藤 昌次郎	伊藤 昌次郎	新治郡八郷町山崎2237	12. 3.30
ひろさわ利二後援会	広沢 利 二	広沢 利 二	真壁郡協和町小栗旭町5538-4	12. 3.31
浅野一夫後援会	浅野 一 夫	浅野 一 夫	稲敷郡阿見町君島535	12. 3.31
古嶋忠則後援会	古嶋 忠 則	古嶋 忠 則	結城郡八千代町若258	12. 3.31

## 茨城県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成12年 4 月24日

茨城県選挙管理委員会委員長 二井 矢 敏 朗

届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
高野 進	つくば市議会議員	高野進後援会	つくば市谷田部2962	12. 3.23

## 茨城県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成12年 4 月24日

茨城県選挙管理委員会委員長 二井 矢 敏 朗

届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
今 橋 孝 行	茨城県議会議員	今橋孝行後援会	日立市河原子町1-1-1 日立労組多賀支部内	12. 3.21
前 馬 理智子	衆議院議員	前馬理智子後援会	水戸市三の丸2-11-7	12. 3.29
仁 平 守 男	岩瀬町議会議員	仁平守男後援会	西茨城郡岩瀬町西小埜397-1	12. 3.30
河 亦 博	常北町議会議員	河亦博後援会	東茨城郡常北町小坂34	12. 3.30
瀬 川 静 子	友部町議会議員	瀬川静子後援会	西茨城郡友部町東平4-5-59	12. 3.30
佐 藤 清	那珂町議会議員	佐藤清後援会	那珂郡那珂町後台2027-3	12. 3.30
小 池 章	十王町議会議員	小池章後援会	多賀郡十王町山部987	12. 3.30
伊 藤 昌次郎	八郷町議会議員	伊藤昌次郎後援会	新治郡八郷町山崎2237	12. 3.30
広 沢 利 二	協和町議会議員	ひろさわ利二後援会	真壁郡協和町小栗旭町5538-4	12. 3.31
古 嶋 忠 則	八千代町議会議員	古嶋忠則後援会	結城郡八千代町若258	12. 3.31
浅 野 一 夫	阿見町議会議員	浅野一夫後援会	稲敷郡阿見町君島535	12. 3.31

茨城県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び同条第3項第2号の規定による施設の長が不在者投票管理者となることができる施設を次のとおり指定した。

平成12年 4 月24日

茨城県選挙管理委員会委員長 二 井 矢 敏 朗

1 施設の名称等

区 分	名 称	所 在 地
老人保健施設	老人保健施設 レイクヒルひぬま	東茨城郡茨城町下石崎2324

2 指定年月日 平成12年 4 月17日

公 告

都市計画の図書の縦覧

土浦・阿見都市計画下水道の変更に伴い、土浦市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成12年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道（土浦市公共下水道）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

土浦・阿見都市計画下水道の変更に伴い、阿見町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成12年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道（阿見町公共下水道）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

土浦・阿見都市計画下水道の変更に伴い、千代田町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成12年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道（千代田町公共下水道）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

土浦・阿見都市計画下水道の変更に伴い、霞ヶ浦町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成12年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道（霞ヶ浦町公共下水道）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

美野里都市計画下水道の変更に伴い、美野里町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成12年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

下水道 (美野里町公共下水道)

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画事業の施行者の名称等

水戸・勝田都市計画公園事業については、平成12年 4 月 3 日建設省告示第1119号で都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成12年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画事業の種類及び名称

昭和43年建設省告示第3712号

水戸・勝田都市計画公園事業

9・6・001偕楽園公園

## 2 施行者の名称 茨城県

## 3 事務所の所在地

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁

## 4 事業地の所在

収用の部分

昭和43年建設省告示第3712号, 昭和48年建設省告示第568号, 昭和52年建設省告示第873号, 昭和55年建設省告示第1904号, 昭和57年建設省告示第14号, 昭和61年建設省告示第257号, 昭和63年建設省告示第738号, 平成 8 年建設省告示第435号及び平成11年建設省告示第517号の事業地に緑町 2 丁目を加え, 元山町 2 丁目, 常磐町 1 丁目及び見川 1 丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

変更なし

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)